

## 第5章 実現化方策の検討

---

### 5-1. 基本的な考え方

余市町都市計画マスタープランによる土地利用や都市施設の整備を実現するため、都市計画制度の役割と特性を踏まえた計画的な規制・誘導（地域地区等）を行い、町財政やさまざまな状況等の総合的な判断のもと、都市計画事業（道路・公園緑地整備等）を展開していくことが必要です。

各種事業の実施にあたっては、都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられ、今回、同時に策定される余市町立地適正化計画など、他の個別計画等との整合性を図りながら、町民と行政の協働や関係機関との連携、町民組織や庁内組織の体制強化等により、実効性のある計画推進と進行管理を行うことが重要です。

本計画の推進にあたっては、人口減少や少子高齢化が進むなか、高速道路の延伸やJR並行在来線の廃止（予定）など、本町を取り巻く社会情勢や財政状況を的確に捉え、事業の必要性や整備手法を十分検討するとともに、さまざまな可能性と地域の特性を最大限に活用した新たな余市の魅力づくりを推進することにより、将来に向けてコンパクトで持続可能な都市づくりを進めます。

また、本計画は20年間を計画期間としていることから、社会経済情勢や本町を取り巻く環境の変化、上位計画である「余市町総合計画」や「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の更新、さらに北海道が定める「区域マス」等の変更在即し、必要に応じて見直しを行います。

## 5-2. 実現に向けた方策

### (1) 協働と連携、組織体制

#### ①協働と連携

今後の具体的な都市計画の決定や事業の実施においては、町民と行政が将来都市像を共有し、町民や各種団体の理解と協力のもと進めていくことが必要です。また、身近な公園の管理や、道路沿いの花壇整備など、住民参加のまちづくりへの機運を高め、ひいては、本町が有する、海・まち・田園といった景観についても、その保全等に関し住民の景観形成活動の熟度を高め、それにより景観行政団体へ移行を検討することも必要になってきます。

計画、事業の推進にあたっては、町民、各種団体との協働・連携のための場の提供と、さまざまな世代の意見を聞くための取り組みを推進するとともに、町民・各種団体・行政における役割分担を明確にし、効率的なまちづくりを進めるための体制づくりに努めます。

特に都市防災の分野では、自然災害に対応する区会の自主防災組織と行政との連携が強く求められています。

#### ②情報の提供と共有

協働・連携を進めるためには、都市計画マスタープランや関連する立地適正化計画などに基づいて進められる施策について町民への周知を行い、町民と行政が共通の認識を持つことが必要です。

町民に広く情報を提供するため、広報誌やホームページ等の活用により、情報の共有に努めるとともに、計画内容については、適切な情報公開と町民意見の収集を行い計画内容へのフィードバックを行います。

#### ③庁内の横断的連携

都市計画マスタープランや関連する立地適正化計画などに基づく施策を効率的に執行するためには、庁内の横断的連携が必要です。

庁内各部署間における協議の場を設けるなど、各関係課との調整や職員ネットワークの活用を図ります。

#### ④広域連携、関係団体との連携

都市計画マスタープランの実現に向けては、主に公共交通や観光振興での広域連携や関係団体との連携が必要です。

国や道との連携を図り、効果的な補助制度等の活用に努めるとともに、都市計画法や関連法令、北海道が定める「区域マス」との整合を図りながら事業を進めます。

また、関係団体（区会、経済・農業・漁業・水産業各種団体）との連携を図り、町民と行政、関係団体の協働による計画の実施に努めます。

### (2) 計画の推進と進行管理

#### ①都市計画法等による規制・誘導

都市計画マスタープランは、計画的な都市づくりを進めるための、都市計画部門における基本的な方針であり、計画的な都市づくりの実現のためには、都市計画法に基づき適正な土地利用の規制・誘導を行っていくことが必要です。

都市の成長や変化に合わせ無秩序な市街化の抑制を図り、計画的な市街地を形成するため、土地利用の規制・誘導を図る地域地区（用途地域・準防火地域・臨港地区）の効果的な運用と農地や森林、自然公園等に関わる都市計画法以外の法制度との適切な調整を図ります。さらに人口減少が進行するなか、立地適正化計画による一歩踏み込んだ土地利用の誘導により、コンパクトなまちづくりを推進していきます。

#### ②都市計画事業の実施

都市計画マスタープランの施策を実現していくためには、本町を取り巻く社会・経済情勢など、さまざまな状況を総合的に判断したうえで実施する必要があります。

町財政や社会環境、緊急性や優先度、さらに町民のニーズ等を的確に捉え、事業の効果や公平な受益と負担を基本とし、都市計画道路の見直し方針や公園長寿命化計画等に基づき、道路や公園緑地整備などの都市計画事業を実施していきます。

#### ③他の個別計画との相互連携

都市計画マスタープランの施策を進めるにあたっては、土地利用や都市施設整備はもとより、他の個別計画との相互連携に努めることが必要です。

上位計画である「余市町総合計画」や「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、さらには北海道が定める「区域マス」との整合性を図るとともに、観光振興、景観形成、住環境改善等の個別計画との連携を図り事業を推進します。

#### ④計画の見直し

都市計画マスタープランは概ね20年後の余市町の姿を目指して策定していますが、社会・経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜、見直しを行なうことが必要です。

上位計画である「余市町総合計画」や「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の更新、北海道が定める「区域マス」の変更、さらには、都市計画法や関連法令の改正や都市計画マスタープランの変更を必要とする事業が計画された場合等には適宜見直しを行うこととします。

### (3) 新たな余市の魅力づくり

平成30年12月に後志自動車道（余市IC～小樽JCT）が開通し、現在事業中の一般国道5号倶知安余市道路（倶知安IC～余市IC）も開通すると高速交通ネットワークの整備が進み、小樽・札幌圏や道南圏等、さらに拠点空港新千歳空港・国際的観光地ニセコへの移動時間の短縮や定時性の確保が強化されます。

今後においては、北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線（長万部～小樽）の廃止を見据え、JR余市駅周辺のバスターミナル化を進めるなど、将来都市構造の実現に向けた新たな取り組みにより、本町を取り巻く交流人口や物流の増加による定住の促進、産業振興、観光振興への大きな波及効果が期待されることから、新たな取り組みがもたらすさまざまな可能性と本町の特性や資源を最大限に活用した「新たな余市の魅力づくり」を推進します。

#### ①既存ストックの活用

少子高齢化、人口減少が進行する中で、市街地拡大の抑制を図るとともに、本町が創りあげてきた都市基盤等の既存ストックを有効に活用することにより、長期的な視野に立ったコンパクトな内部充実型の市街地形成を進め、定住促進に結びつける取り組みを推進します。

#### ②産業振興

高速道路の開通により、今後、広域的な輸送体系が確立され、札幌圏等の消費地へ迅速に新鮮な海産物や農産物の輸送が可能となることから、こうした流通機能の向上を十分に活用し、既存の果樹等に加えワインなど一層のブランド化を進めるとともに、「食の宝庫」として余市のPR強化を図るなど、産業の振興に結びつけるためのまちづくりの取り組みを推進します。

#### ③観光振興

高速道路の開通により、高速交通ネットワークが確立され、札幌圏や道南圏を結ぶ観光客等の交流人口の増加が見込まれることから、近隣観光地との連携、余市のさまざまな観光資源や景観等を有効に活用するとともに、各種メディアやSNSなどを活用し、積極的かつ継続的な余市観光のPR展開など、観光の振興に結びつけるためのまちづくりの取り組みを推進します。

また、JR余市駅周辺のバスターミナル化により、公共交通ネットワークの拠点として観光客や住民の交通利便性を高めます。さらに、このターミナルが新たな地域のランドマークとなることで、周辺に集まる商業施設等が地域の魅力を高めるとともに、地域商業拠点としての賑わいの創出を図ります。